

2026年度 中小企業人材定着支援事業補助金 募 集 案 内

2026年4月1日
産 業 振 興 課

市内の中小企業者が、賃上げを表明しつつ人材定着を促進させるために実施する事業の経費の一部を支援します。

(※本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています)

1. 補助対象者及び補助条件

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第5号に規定する企業で、市税を完納している者で、対前年度(又は前年)と比較し、従業員に対する給与総額(雇用者給与等支給額)を事業実施年度(又は事業実施年)に1.5%以上増加させる方針を従業員に対し書面等で表明する者。

- (1) 法人については、本店または支店が宇治市にある法人事業者。
- (2) 個人については、市内に住所及び事業所を有する個人事業者。

【対象要件について】

※商業登記簿謄本全部事項証明書の本店または支店が宇治市であること。

※住民票の住所、開業届・確定申告書の事業所所在地が宇治市であること。

2. 補助対象となる事業及び経費

宇治市内で補助対象者が実施する以下の事業。

- (1) 職場の魅力向上や環境改善のための整備・設備導入に関する事業及びそれに要する経費

【例】社員食堂、休憩室、トイレ等の整備、改修等
事務室内の空調・照明器具等の設置、改修等
就労環境改善のためのシステムやAI等の導入費

- (2) 職場の環境改善に繋がるアドバイスやコンサルティングを専門家等
を活用し実施する事業及びそれに要する経費

【例】職員向けアンケートや研修の実施
AI導入やDX推進のための企画立案に係る委託費
就業規則の作成や見直し等に係る委託費

※いずれの場合も、交付決定後から2027年(令和9年)2月26日(金)までに
発注・請求・支払・納品が、証拠書類等により確認が出来るものが補助対象
経費となります。

※補助対象外経費については、次ページ(裏面)をご確認ください。

【対象外経費】

既存設備や機器の修繕・修理に係る経費、食器等の消耗品、パソコンやタブレットなど目的外で使用可能な汎用性の高い機器、公租公課、振込手数料、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、個人に対する謝礼金、給付金、事務所等の事業運営に要する経費(人件費、光熱費等)、当該事業の趣旨に沿わない経費

3. 補助率及び補助金の上限

補助率: 補助対象経費の1/2以内

補助金上限: 250,000円

※1補助対象者につき、1事業、1回のみの申請に限ります。

4. 補助対象期間

交付決定を受けた日から2027年2月26日(金)まで。

※交付決定前に実施(発注・支払い等)した事業については、補助対象外となります。

5. 申請方法

中小企業人材定着支援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)、中小企業人材定着支援事業費補助金実施計画書(別記様式第2号)、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(別記様式第3号)、に必要事項を記入し、必要資料を添付して、産業振興課へ持参又は郵送してください。

6. 申請受付期間

受付期間は、2027年1月29日(金)までです。(郵送の場合は当日消印有効)

ただし、先着順にて予算額の範囲をもって締切りとなります。

7. 詳細・問い合わせ先

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13
宇治市産業会館 3 階
宇治市産業振興課
TEL : 0774-39-9621 直通



HPはこちら↑